2015年4月
施行予定

法の規制範囲は、ライフサイクル全体に拡大、包括的な対策が求められます

〔本資料は、公益信託地球環境保全フロン対策基金の助成事業で作成／2014年12月〕

フロン類対策の一層の推進について （フロン排出抑制法の概要）

フロン類対策の現状

・オゾン層破壊効果を持つフロン類（CFC等）は着実に削減。

・他方、高い温室効果を持つフロン類等（HFC等）の排出量が急増。10年後には現在の2倍以上となる見通し。

・現行のフロン法によるフロン廃棄時回収率は3割で推移。加えて、機器使用時の漏えいも判明。

・国際的にも規制強化の動き。

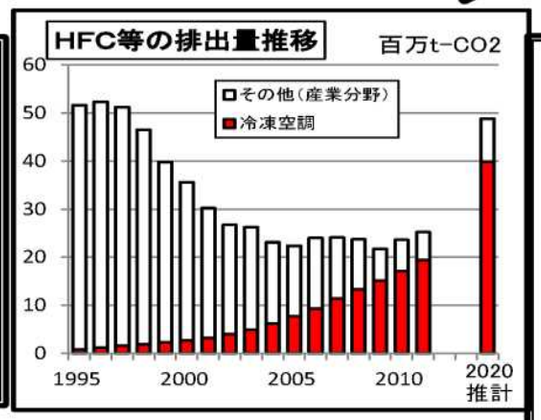

対策強化後

フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策に。各段階の当事者に「判断の基準」遵守を求める等の取組を促す。

(1) フロン類製造輸入業者
フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減

(2) フロン類使用製品（冷凍空調機器等）製造輸入業者
製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWPフロン製品へ転換

(3) 冷凍空調機器ユーザー（流通業界等）
定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表

(4) その他
登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

現行フロン法では、特定機器の使用済フロン類の回収・破壊のみが制度の対象。

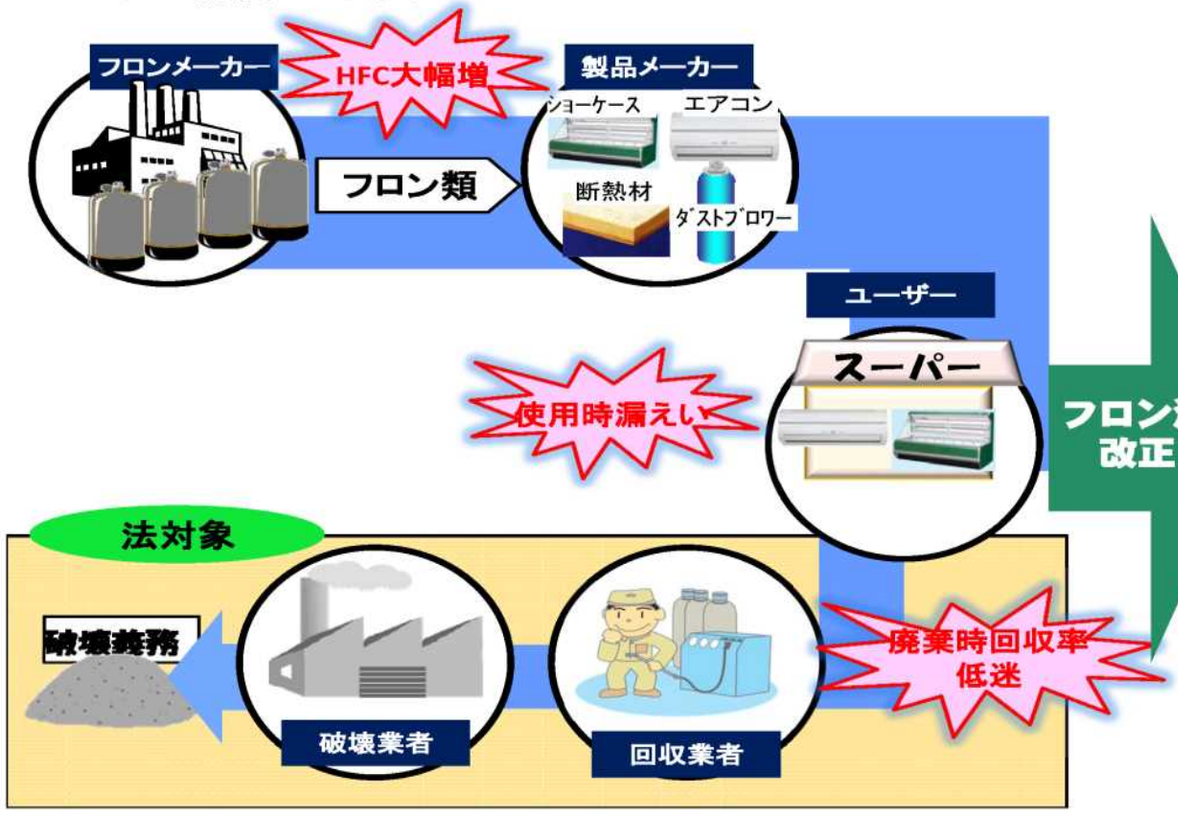

フロン法改正

※GWP＝地球温暖化係数

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

私たちは、各層の方々に向けてフロンガス排出抑制の大切さ、とるべき行動をPRします。
問合せ先： 一般社団法人 近畿冷凍空調工業会 （〒541-0041 大阪市中央区北浜1-3-14 西川三井ビル9階）
TEL 06-6233-3201 ／ FAX 06-6233-3202 ／ E-mail info@kinreiko.com

果たすべき役割と責務

業務用冷凍空調機器の所有者（管理者）がすべきこと

管理者の管理意識を高め、業務用冷凍空調機器からの使用時漏えいを防止するため、管理者の機器管理に係る「判断の基準」に基づく対応が求められている。

主な項目	内　容
守るべき判断の基準	機器を使用する際に守らなければならない機器管理に係る『管理者の判断の基準』が決められました。 ①機器を適切に設置し、適正な使用環境を維持し、確保すること ②機器を定期的に点検すること ＜簡易定期点検＞ ・全ての業務用冷凍空調機器が対象 ・少なくとも四半期に1回以上実施 ＜定期点検＞ ・一定規模以上の機器が対象 ・機器ごとに定める期間ごとに1回以上の頻度で実施 ③機器からフロンが漏れ出た時に適切に対処すること ・専門業者に依頼して、漏えい箇所を特定し、修理して、漏えいしないことを確認 ・機器を修理しないままの充填の原則禁止 （やむを得ない場合を除き、速やかに漏えい箇所を特定し、必要な措置を講じる） ④機器の点検・修理・充填・回収の履歴を記録し、保存すること
算定漏えい量の報告	一定以上の漏えいを生じさせた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告する必要があります。

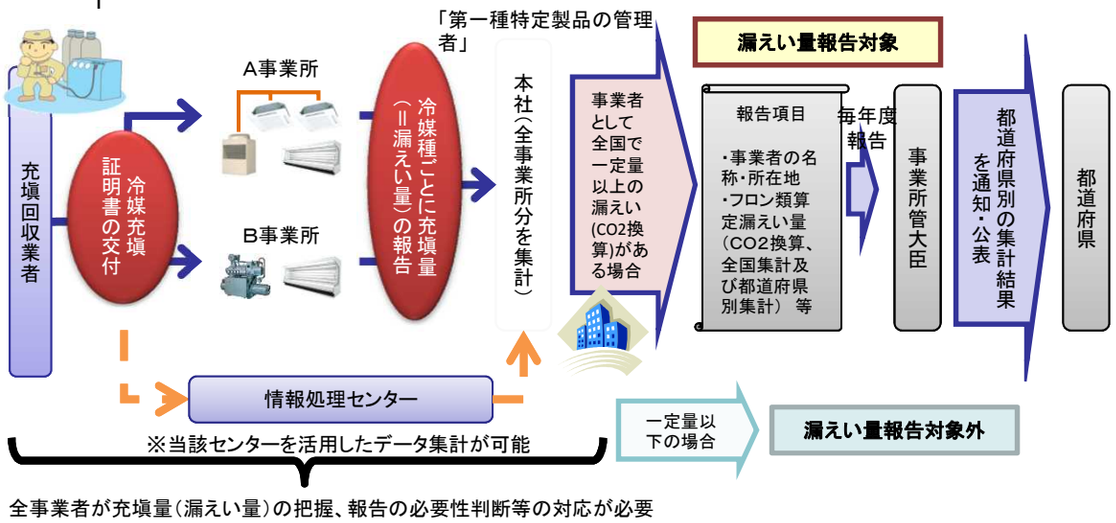

算定漏えい量報告の対象となる事業者：年間1，000CO2-t以上

業務用冷凍空調機器に、フロン回収や充填を行う業者（充填回収業者）がすべきこと

フロン排出抑制法の施行により、回収だけでなく充填行為にも適切な対応が求められている。
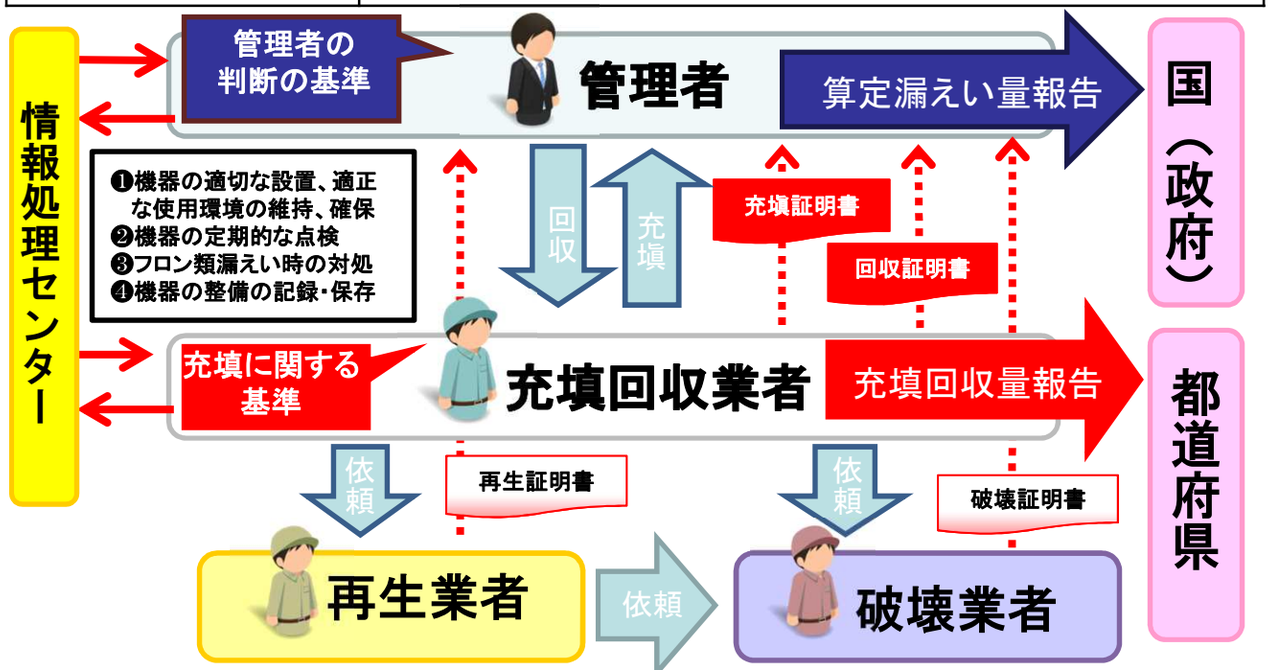
主な項目	内　容
充填回収業者の登録	充填・回収業を行なおうとする都道府県への登録が必要となります。
充填に関する基準の順守	不適切な充填による漏えいの防止、整備不良の機器を放置したまま繰り返し充填されることによる漏えいの防止、異種冷媒の混入防止等の観点から、フロンを充填する際に順守しなければならない「充填に関する基準」が定められました。
定期点検の受託	「十分な知見を有する者」にて定期点検を実施する必要があります。
充填・回収証明書の交付	機器の整備時にフロンの充填・回収を行った場合に、充填量及び回収量を記録し、管理者に対して充填証明書、回収証明書を交付する必要があります。
再生証明書・破壊証明書の回付	今後は再生業者、破壊業者に引渡したフロンに関して、再生証明書、破壊証明書の交付を受け、管理者及び廃棄等実施者に証明書を回付する必要があります。